

令和 5 年 4 月 2 7 日

## 小規模保育事業の実施について

### 1. 経緯

令和 5 年度保育所・認定こども園入所申込の調整を行った結果、令和 5 年 1 月時点において、国基準の待機児童数は 0 となる見込みであるものの、1 歳児については、保育士がいても受け入れられない受け皿不足となることが判明したため、早急に対応が必要であると判断し、児童福祉法に規定される小規模保育事業の実施を検討するものです。

### 2. 小規模保育事業とは

小規模保育事業とは、0～2 歳児を対象に、利用定員 6～19 人の施設で保育を行うもの。市（広域事業者指導課）による認可事業で、子ども・子育て支援法に基づく地域型保育給付の対象となります。

### 3. 事業規模等

事業規模については、1 歳児の受け皿整備及び保育の必要性の高さ等から勘案し、小規模保育施設を 2 施設整備するものとします

実施事業者は公募型プロポーザル形式で選定し、できる限り早期の開園をめざします。

### 4. スケジュール案

4 月 子ども・子育て会議

5 月 事業者募集要綱の公表

プロポーザル審査、事業者決定



（補助金申請、改修工事、認可申請等の開園準備）

10 月 小規模保育事業開始期限